平成３０年（フ）第５１９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番５－802号トーシンフェニックス吉祥寺参番館
債務者　大野　誠子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第１５６号
栃木県宇都宮市中戸祭町805番地３、前住所栃木県宇都宮市みどり野町８番４号　グリーンハイツ２－２
債務者　岩崎　　忠
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成３０年（フ）第１８４号
川崎市中原区宮内４丁目19番５号　セントラル等々力ハイツ　101
債務者　児玉　義明
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成３０年（フ）第１６８２号
大阪市平野区長吉長原２丁目10番15号　エクセレント長原　201
債務者　鈴木　律雄
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成３０年（フ）第５１４号
東京都青梅市今井３丁目31番地の11ヘイズ303
債務者　木﨑恵梨香
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成３０年（フ）第１８号
大分県中津市大字上如水1358番地２　今西アパート　２
債務者　東　　利恵（旧姓野田・高藤）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係
平成３０年（フ）第５２２号
東京都東村山市恩多町５丁目40番地１恩多町５丁目アパート３－502
債務者　葛西多加枝
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２９年（フ）第１０４７号
千葉県市原市有秋台東３－１－１－621、住民票上の住所千葉県君津市宮下１丁目10番36号
破産者　鮎川　美子
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４２１号
福岡市南区長丘３丁目９番８号
破産者　有限会社レッド・サン
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第１１９８号
千葉県浦安市千鳥13番地１
破産者　有限会社フジ木材
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１１９９号
千葉市緑区誉田町１丁目769番地59　サンビレッジ誉田Ａ棟102号、開始決定時の住所千葉市緑区誉田町３丁目76番地13　コスモ誉田プレイズヒル608号
破産者　玉置　恒夫
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２９年（フ）第１４６号
山梨県甲斐市篠原3038番地８
破産者　株式会社トーケイ
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第２８２３号
川崎市川崎区池田１丁目11番３共和マンション105
破産者　株式会社ニッショウ
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６０２号
福岡市南区警弥郷１丁目31番16―208号、前住所福岡市南区柏原１丁目４番34―102号
破産者　熊野御堂慶子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第７８５号
福岡県糸島市二丈深江1807番地５
破産者　窪田　昌晃
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２９年（フ）第２５号
秋田県大仙市花館上町16―７　メゾンオオミＣ－12、住民票上の住所秋田県大仙市清水字水畑屋甲88番地
破産者　髙橋　周作
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部